

- ▼「認可」を受けた施設等が施設型給付費等の給付(財政支援)の対象となるためには、給付の実施主体である市町村の「確認」が必要となる。
- ▼「確認」は施設等の申請により、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

教育・保育施設の【認可】

- ・認定こども園(幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型)
- ・保育所
- ・幼稚園
- ・小規模保育事業(A型・B型・C型)
- ・事業所内保育事業
- ・家庭的保育事業
- ・居宅訪問型保育事業

特定教育・保育施設等としての【確認】

- ・特定教育・保育施設
 認可を受けた教育・保育施設のうち、施設型給付費の支給に係る施設として市町村長が確認したもの
- ・特定地域型保育事業者
 認可を受けた地域型保育を行う事業者のうち、地域型保育給付費の支給に係る施設として市町村長が確認したもの

認可とは ・ 施設が目的にあった基準を満たしていること

確認とは ・ 施設が公費の支給対象施設・事業であること

根拠法令 ・ 児童福祉法、学校教育法、認定こども園法 等

根拠法令 ・ 子ども・子育て支援法

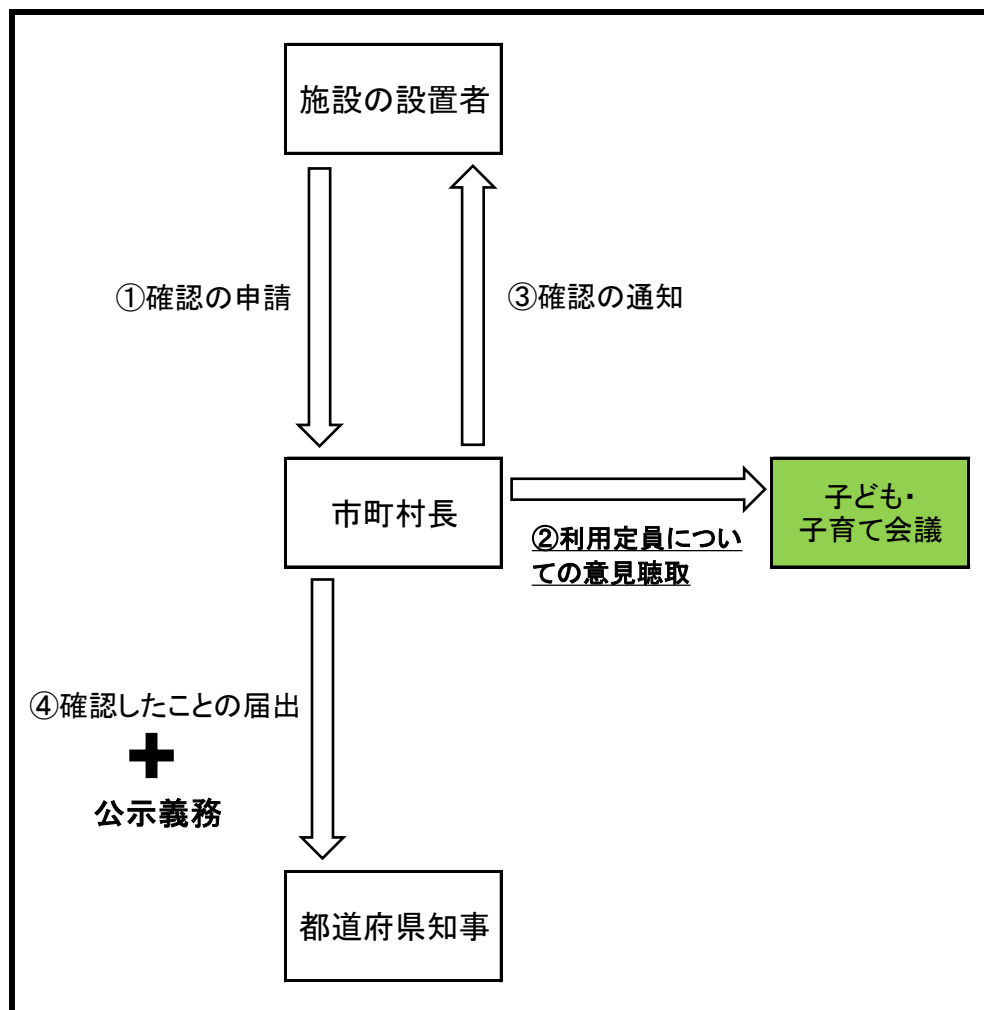
認可に係る利用定員 ・ 教育・保育施設の認可を受けるに当たり、その施設の設備及び運営の基準を満たす定員。認可定員とも呼ばれる。

確認に係る利用定員 ・ 認可定員の範囲内で設定し、施設型給付費等の単価水準を決める定員。直近の実利用人数や今後の見込みなどを踏まえて設定する。

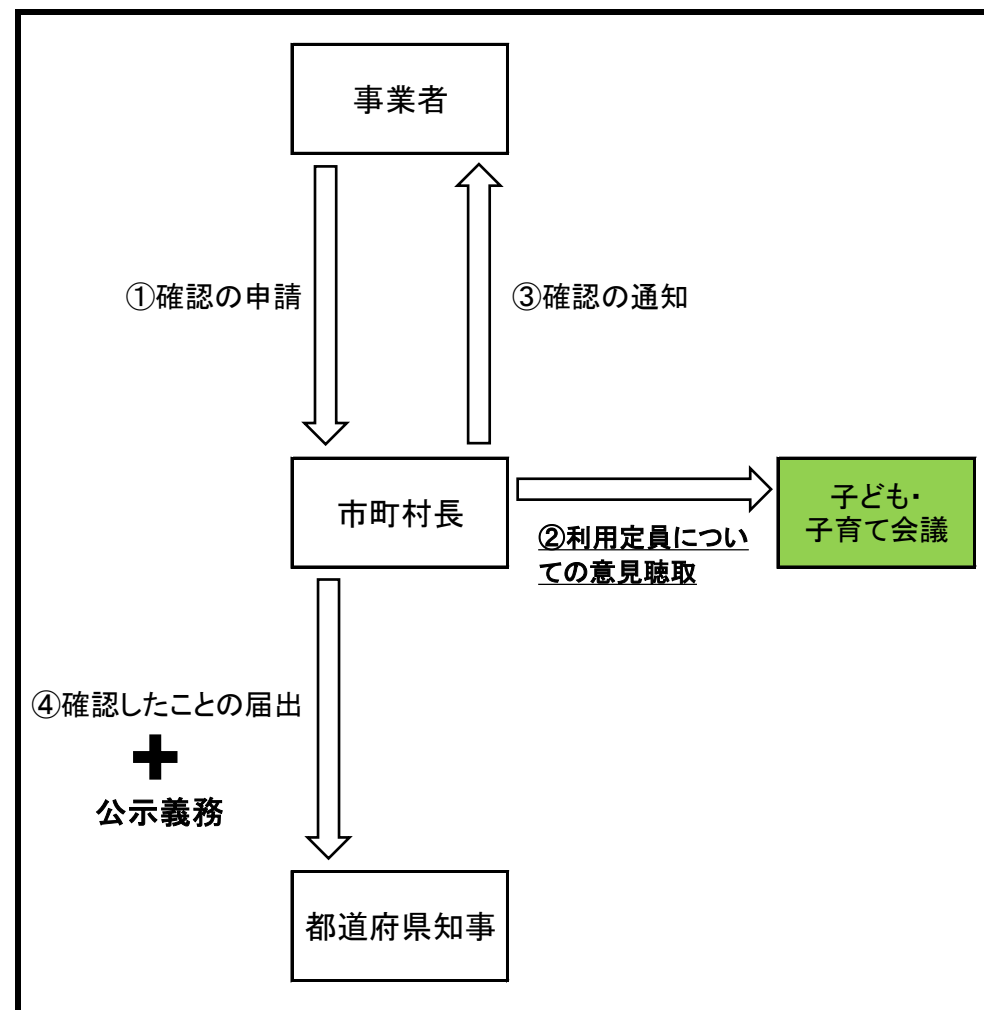
特定教育・保育施設等に係る確認について②

- ▼ 子ども・子育て支援法第31条第2項若しくは第43条第2項の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る利用定員を定めようとするときは、あらかじめ子ども・子育て会議で意見聴取しなければならないこととされている。

★特定教育・保育施設としての確認を受ける場合のフロー



★特定地域型保育事業者としての確認を受ける場合のフロー



特定教育・保育施設の確認に係る利用定員について

確認に係る利用定員を新たに設定する施設(令和7年4月1日分)

区域	No	施設種類		法人名	施設名	設定日	認可に係る 利用定員 (計)	確認に係る 利用定員 (計)
南部	1	特定教育・保 育施設	保育所	株式会社アイگران	アイگران保育園東光町	令和7年4月1日	90人	90人
南部	2	特定教育・保 育施設	保育所	株式会社ニチイ学館	ニチイキッズもりぐち橋波保育園	令和7年4月1日	90人	90人
南部	3	特定教育・保 育施設	保育所	株式会社セリオ	トレジャーキッズもりぐち保育園	令和7年4月1日	90人	90人

確認に係る利用定員を新たに設定する施設(令和7年4月1日分)

【No. 1】

施設名	アイグラン保育園東光町						
区域	南部	施設種類	特定教育・保育施設	私立	保育所		
事業者名	株式会社アイグラン			設定日	令和7年4月1日		
認可に係る利用定員	合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	90	6	12	18	18	18	18

確認に係る利用定員	合計	3号認定			2号認定			1号認定		
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	90	6	12	18	18	18	18	-	-	-
		30			54			-		

【No. 2】

施設名	ニチイキッズもりぐち橋波保育園						
区域	南部	施設種類	特定教育・保育施設	私立	保育所		
事業者名	株式会社ニチイ学館			設定日	令和7年4月1日		
認可に係る利用定員	合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	90	6	12	12	20	20	20

確認に係る利用定員	合計	3号認定			2号認定			1号認定		
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	90	6	12	12	20	20	20	-	-	-
		24			60			-		

【No. 3】

施設名	トレジャーキッズもりぐち保育園						
区域	南部	施設種類	特定教育・保育施設	私立	保育所		
事業者名	株式会社セリオ			設定日	令和7年4月1日		
認可に係る利用定員	合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	90	9	12	12	19	19	19

確認に係る利用定員	合計	3号認定			2号認定			1号認定		
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	90	9	12	12	19	19	19	-	-	-
		24			57			-		

新たな確認に係る利用定員の推移について

○ 令和6年4月1日時点の確認に係る利用定員

		全体	1号認定	2号認定	3号認定 (0歳)	3号認定 (1・2歳)
市全体	特定教育・ 保育施設	4,566	1,220	2,051	283	1,012
	特定地域型 保育事業	500	－	－	139	361
	計	5,066	1,220	2,051	422	1,373

⇒

○ 新たに確認を行った施設を加えた利用定員(令和7年4月1日予定)

		全体		1号認定		2号認定		3号認定 (0歳)		3号認定 (1・2歳)	
		(増減)		(増減)		(増減)		(増減)		(増減)	
市全体	特定教育・ 保育施設	(280)	4,846	(0)	1,220	(181)	2,232	(21)	304	(78)	1,090
	特定地域型 保育事業	(0)	500	(-)	－	(-)	－	(0)	139	(0)	361
	計	(280)	5,346	(0)	1,220	(181)	2,232	(21)	443	(78)	1,451

⇒

東部	特定教育・ 保育施設	1,904	458	899	127	420
	特定地域型 保育事業	103	－	－	33	70
	計	2,007	458	899	160	490

東部 ※1	特定教育・ 保育施設	(10)	1,914	(0)	458	(10)	909	(0)	127	(0)	420
	特定地域型 保育事業	(0)	103	(-)	－	(-)	－	(0)	33	(0)	70
	計	(10)	2,017	(0)	458	(10)	909	(0)	160	(0)	490

⇒

中部	特定教育・ 保育施設	1,108	268	517	72	251
	特定地域型 保育事業	180	－	－	46	134
	計	1,288	268	517	118	385

中部	特定教育・ 保育施設	(0)	1,108	(0)	268	(0)	517	(0)	72	(0)	251
	特定地域型 保育事業	(0)	180	(-)	－	(-)	－	(0)	46	(0)	134
	計	(0)	1,288	(0)	268	(0)	517	(0)	118	(0)	385

⇒

南部	特定教育・ 保育施設	1,554	494	635	84	341
	特定地域型 保育事業	217	－	－	60	157
	計	1,771	494	635	144	498

南部 ※2	特定教育・ 保育施設	(270)	1,824	(0)	494	(171)	806	(21)	105	(78)	419
	特定地域型 保育事業	(0)	217	(-)	－	(-)	－	(0)	60	(0)	157
	計	(270)	2,041	(0)	494	(171)	806	(21)	165	(78)	576

※1 梶らいこうじ学園 2号認定10名増

※2 保育所3施設 各定員90名